

## 第7問

Xは、日頃から恨みを抱いていたA女を痛めつけようと考え、平成20年8月27日の夜間、XがAの体を後ろから押さえつけ、Xが同女の顔面を強打したところ、同女は転倒し、側頭部を路面に強く打ちつけ、脳挫傷などによって死亡した。

Xは、Aが全く動かなくなったことから、このままでは、本件はAに恨みのある者の犯行であるとして、自分が犯人だと疑われるだろうと考えた。そこで、Xは、Aのハンドバッグを持ち去って物取りの犯行に見せかけることにした。その際、Aのハンドバッグが高級ブランド品であったことから、しばらくしてほとぼりがさめたら、遠方の質屋に行って換金しようとも考えていた。

XがAのハンドバッグを持ち去り、現場を立ち去ろうとしたところ、たまたま付近をジョギングしていたBが通りかかった。Bは、Aが倒れていることに気が付き、同女が通り魔に襲われたと思い、周囲を見渡したところ、Xが走って逃げようとしているのを発見したため、両人がAを襲ったと考えた。そしてBは、Xの後ろを走って追いかけて、両人を捕まえようとした。Xは逃げようとしたが、Bに追いつかれそうに感じたため、こうなったらBを殴ってでも逃走するしかないと考え、Bの顔面や胸部を殴打するなどの暴行を加えた。その結果、Bは加療3週間程度を要する打撲傷を負い、そのまま地面に倒れてしまった。その際にXは逃走した。

Xの罪責を述べよ。なお、不法領得の意思の存否については争わなくてよい。